

平成31年3月吉日

介護サービス事業所
管理者様

スター行政書士事務所
行政書士 山田拓郎

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)未算定事業所限定
介護職員処遇改善加算取得研修会についてのご案内

陽春の候、貴社いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2019年10月、介護サービス事業所においては消費税の導入に合わせて新たな介護職員処遇改善加算が予定されており、介護職員の処遇改善に対する期待は、日増しに高まっていることと思います。

厚生労働省の資料によると、介護サービス事業所の約7割が、処遇改善加算(Ⅰ)を取得している中、事業所として介護職員の処遇改善を進めることは、職員の確保・定着を図り、安定した事業所運営を行うために避けることができない状況になっているといえます。

そのため、当事業所では、さらなる処遇改善に取り組みたいと考えている介護サービス事業所を対象に、標記研修会を開催することといたしました。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、貴事業所からご参加を賜りたくご案内申し上げます。

皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

記

日 時:平成31年4月23日(火)14:00~16:30 (開場13:30~)

場 所:相模原市立産業会館3階小研修室 相模原市中央区中央3-12-1

対 象:介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を取得していない介護サービス事業所

内 容:処遇改善加算の制度の概要/キャリアパス要件Ⅰ~Ⅲ及び職場環境等要件とは/

処遇改善加算取得に必要な人事評価制度づくり/申請書の作成方法 など

以上、基本的なことをわかりやすくご説明します。

※申請書類の作成をご希望する場合は、社会保険労務士を紹介します。

費 用:お一人様3,000円

締 切:平成31年4月22日(月)12時

以上

【山田拓郎プロフィール】 詳しくは <https://star-gyousei.com> をご覧ください。

経歴:特別養護老人ホームの介護職員、生活相談員、介護支援専門や認知症対応型グループホームの管理者として
合計19年の高齢者福祉の経験を経て、行政書士として独立

資格・修了研修:行政書士、介護福祉士、介護支援専門員、認知症介護指導者養成研修修了 など

お申し込みは以下の①~⑥を記入し、FAX:042-869-2659 までご返信ください。

① 事業所名		② 参加者名	
③ 電話番号		④ FAX 番号	
⑤ メールアドレス		⑥ サービス種別	

【お問い合わせ先】 スター行政書士事務所 TEL:042-812-4722 E-mail:info@star-gyousei.com